### 令和元年加美町議会第5回臨時会会議録第1号

### 令和元年5月23日(木曜日)

# 出席議員(17名)

1番 味上庄一郎君 2番 猪股俊一君	1番	味 上	庄一郎	君	2番	猪	股	俊	_	君
--------------------	----	-----	-----	---	----	---	---	---	---	---

18番 工藤清悦君

### 欠席議員(1名)

7番 三浦又英君

欠 員(なし)

### 説明のため出席した者

町	長	猪	股	洋	文	君

副 町 長 髙橋 洋君

総務課長・選挙管理委員会書記長佐藤 敬君

会計管理者兼会計課長 佐藤和枝君

企画財政課長 熊谷和寿君

ひと・しごと推進課長 相 澤 栄 悦 君

町 民 課 長 荒 木 澄 子 君

税務課長 浅野 仁君

農林課長三浦勝浩君

商工観光課長 岩崎行輝君

課 建 設 長 長 田 裕 之 君 保健福祉課長 内 海 悟 君 小野田支所長 岡崎秀俊君 宮 崎 支 所 長 猪股 繁 君 総務課参事兼課長補佐 遠 藤 伸 一 君 育 教 長 早 坂 家 一 君 瓶 栄 悦 教育総務課長 君 征 君 生涯学習課参事兼課長補佐 鎌 田 太田浩二 農業委員会事務局長 君 代表監查委員 小 山 元 子 君

# 事務局職員出席者

 事務局長
 武田守義君

 参事兼次長
 内海 茂君

 主幹兼総務係長
 内出由紀子君

 主幹兼議事調査係長
 後藤崇史君

# 議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について(加美町税条例の一部を改正 する条例)
- 第 4 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について (加美町国民健康保険税条例 の一部を改正する条例)
- 第 5 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について(加美町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)
- 第 6 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について(加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)

第 7 議案第66号 物品購入契約の締結について(おのだにし園園児送迎用マイクロバス購入)

本日の会議に付した事件 日程第1から日程第7まで 午前10時03分 開会・開議

○議長(工藤清悦君) 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。7番三浦又英君より大崎地域広域行政事務組合の公 務出張により欠席届が出ております。10番沼田雄哉君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより令和元年加美町議会第5回臨時会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

# 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(工藤清悦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番早坂伊佐雄君、4番早坂忠幸君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

○議長(工藤清悦君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日1日間にしたいと思います。これにご 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について(加美町税条例の一部を改 正する条例)

○議長(工藤清悦君) 日程第3、承認第1号専決処分した事件の承認について(加美町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いします。

承認第1号専決処分した事件の承認について(加美町税条例の一部を改正する条例)についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、原則同年4月1日から施行されることに伴い、加美町税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、ふるさと納税制度において、返礼品を地場産品とし、返礼割合を3割以下とする法改正等による字句の整備を行うもの、住民税における住宅借入金等特別税額控除を3年延長し13年間とするもの、軽自動車税種別割のグリーン化特例について定めるもの、軽自動車税環境性能割の非課税及び臨時的軽減について定めるもの、単身児童扶養者の住民税非課税について定めるもの、そのほか法令等の改正に伴う引用条例等の整備を行うものであります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(工藤清悦君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより承認第1号専決処分した事件の承認について(加美町税条例の一部を改正する条例)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、承認第1号専決処分した事件の承認に ついて(加美町税条例の一部を改正する条例) は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について (加美町国民健康保険税条 例の一部を改正する条例)

○議長(工藤清悦君) 日程第4、承認第2号専決処分した事件の承認について(加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本件について提案理由を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) 承認第2号専決処分した事件の承認について(加美町国民健康保険税条

例の一部を改正する条例) についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、課税限度額を58万円から61万円に引き上げる一方、低所得者の国民健康保険税軽減を拡充し、5割減額の対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を現行27万5,000円から28万円に、また、2割減額の対象となる世帯の判定所得の算定においては、被保険者の数に乗ずべき金額を現行50万円から51万円に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(工藤清悦君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより承認第2号専決処分した事件の承認について(加美町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分した事件の承認について(加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について(加美町過疎地域自立促進 特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を 改正する条例)

○議長(工藤清悦君) 日程第5、承認第3号専決処分した事件の承認について(加美町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) 承認第3号専決処分した事件の承認について(加美町過疎地域自立促進 特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)についてご説明申 し上げます。

本案件につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が平成31年3月30日公布、同年4月1日に施行されることに伴い、関連する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

改正点は、課税免除の規定の適用期間を平成31年3月31日から平成33年3月31日の2年間延 長するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(工藤清悦君) 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。
- ○8番(伊藤由子君) ここに、適用する、該当する製造の事業、農林水産物等販売業もしくは 旅館業等とあるんですが、該当する事業所というのはどれくらいあるのか、どういったところ があるのかお伺いいたします。
- ○議長(工藤清悦君) 税務課長。
- ○税務課長(浅野 仁君) 税務課長、お答えいたします。

該当する事業というのは、そこに書いてあるとおりなんですけれども、一応今回の改正については過疎地域自立促進特別措置の2年間延長ということですが、取得価格について、2,700万円以上の取得価格について、あれば対象になりますよということです。平成29年までは、宮崎と小野田地区の工場、過疎地ということで限定されていましたが、平成29年以降は加美町全体がエリア対象となっておりますので、加美町にある対象の企業については2,700万円以上で取得した土地以外の家屋、償却資産が全て対象となります。

具体的な施設としては、平成29年度までは加美町の加美電子という会社1社が対象になって、 該当しておりました。平成31年度1社、今年度ですね、まだ申請は上がってきておりませんが、 見込みであります。

○議長(工藤清悦君) その他質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより承認第3号専決処分した事件の承認について(加美町過疎地域自立促進特別措置に 係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、承認第3号専決処分した事件の承認について(加美町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について(加美町地域経済牽引事業 促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部 を改正する条例)

○議長(工藤清悦君) 日程第6、承認第4号専決処分した事件の承認について(加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) 承認第4号専決処分した事件の承認について(加美町地域経済牽引事業 促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)についてご説明 申し上げます。

本案件につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する 法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が平成31年3月30日公布、 同年4月1日に施行されることに伴い、関連する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を 改正するものであります。

改正点は、課税免除の規定の適用期間を平成31年3月31日から平成33年3月31日の2年間延 長するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(工藤清悦君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

- ○14番(佐藤善一君) これまで課税免除支援を受けた企業や民間団体はどのくらいあるのか、 お尋ねをいたします。
- ○議長(工藤清悦君) 税務課長。
- ○税務課長(浅野 仁君) 税務課長、お答えします。

この法律に関しては、以前は企業立地及び事業高度化課税免除という名称だったんですが、 名称も変わりまして、今回、地域経済牽引事業促進区域における固定資産課税免除に関する条例というふうになりましたが、合併以降、対象になったものはありません。何でならなかったかといいますと、以前はこれより有利な、一番初めに、わがまち特例という条例が今回改正されましたけれども、あと以前まであった、震災以降、震災の特例で減免するという条例がありましたので、有利なほう、皆さん企業の方該当しておりまして、そちらのほうで減免対象にさせていただいていましたので、この地域経済牽引事業促進区域における固定資産税免除に関する条例に該当する会社についてはありませんでした。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 14番佐藤善一君。
- ○14番(佐藤善一君) この支援終了後、例えば従業員数だったり売上高だったり、支援開始時 点以上にしなければならないとかという成果目標というものはあるんですか。
- ○議長(工藤清悦君) 税務課長。
- ○税務課長(浅野 仁君) 成果目標というか、申請ですので、特にこの条例がなくなった後、そのほかにも同じような、先ほど可決されましたが過疎地域自立促進特別措置法の2年間延長、今回やりました地域経済牽引事業推進区域における固定資産税免除に関する条例、あと一番最初の地域経済型地方税特例措置、通称わがまち特例というふうに呼んでおりますが、それに今回、それぞれ該当する、3つに該当する企業もあるんですね。それについて、今までは一番有利な今回の条例に当てはめるようにしていましたけれども、この条例がなくなって地域2年間がなくなっても、それ以降も該当するものが次々出てきておりますので、誘致企業について、今後、減免対象になる企業は継続されると思います。
- ○議長(工藤清悦君) 税務課長。
- ○税務課長(浅野 仁君) 今回の対象の条件というのが、土地と建物取得価格が1億円以上ということが、この地域経済牽引事業促進区域における固定資産税免除に関する条例の対象となっております。それで、今まである一般企業といいますか、中小企業に関しては、土地、建物の取得価格が1億円以上の取得価格でなかったために該当にならなかったということもあります。

○議長(工藤清悦君) その他質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより承認第4号専決処分した事件の承認について(加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、承認第4号専決処分した事件の承認について(加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第66号 物品購入契約の締結について(おのだにし園園児送迎用マイクロバス購入)

○議長(工藤清悦君) 日程第7、議案第66号物品購入契約の締結について(おのだにし園園児 送迎用マイクロバス購入)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) 議案第66号物品購入契約の締結について(おのだにし園園児送迎用マイクロバス購入)ご説明申し上げます。

本案件は、おのだにし園の園児送迎用マイクロバスが購入後17年を経過し、老朽化により維持管理が困難であることから更新をするものです。

指名競争入札により、7社を指名し4月19日に入札を行いましたところ、旭重車輌株式会社が757万円で落札いたしましたので、同代表取締役浅野英治と物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。なお、納入期限は令和元年7月31日としております。

議案資料に指名競争入札に関する調書を添付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(工藤清悦君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番伊藤 淳君。

○12番 (伊藤 淳君) この物品購入の締結についての異議を述べることではありませんで、関連してお聞きをしたいのでありますが、物品購入の際に、例えばこれは、今回の場合はおのだにし園の園児の送迎用のマイクロバスということなんですが、今の説明だと17年前にこの車を購入して、おのだにし園の園児を送迎しているというふうなことだと思うんですけれども、1つお聞きしたいのは、専用に、おのだにし園の子供たち送迎のみにだけずっと使ってきた車なのかどうかということがまず1点と、このおのだにし園に限らず、中学校、小学校のマイクロバス等の運送に関しても町が所有する車があると思います。今回は17年使ってだめだから買いかえますよというふうに聞こえてくるんですが、もしもこれが調子がよければ18年も19年も使えるんだよというふうにも解釈できると思うんですが、その際の車両の管理台帳と言うとおかしいんですけれども、町が所有する全ての車は、減価償却が何年ぐらいで、初年度登録が何年ぐらいで、使い勝手がこうだというような年次計画を全ての車に対して考える必要もあってもいいんじゃないかと。

例えば、前からこれは行政改革等でも何十年も前から言われていることなんですが、グレーダーとか、非常に金額の増す冬場のブルドーザーとか、そういった雪を掃く際にも必要な機材を買ったりするケースもありますけれども、その前もその都度まちまちなんですね。その車が壊れたから買いかえるというか、場当たり的な発想が、何かそういうのがちょっと感じられる部分があるので、この件に関してはどういう計画に基づいてどういうことでこうなったのかというその経緯、それもあわせてお聞かせをいただければ。それで、これ担当が、幼稚園費になるのかどうかわかりませんけれども、全ての今の考え方を申し上げれば総務の管轄になるんですかね。そういう考え方があるのか、またはその考え方についてやってきたのかどうかという点についてお伺いをいたしたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(二瓶栄悦君) 教育総務課長でございます。

まず今回のおのだにし園の送迎バスでございますけれども、先ほど町長からの説明がございましたが、購入したのが平成14年でございます。現在の走行距離が約31万キロメートルということでございます。現在、登園、それから降園、登園は1回、降園、帰りは2回ということで運行をさせていただいてございます。今回のバスでございますが、まず足回り等が大分傷んできているということと、一部さびているといいますか、もう腐っているという状況があったと。さらにエアコンも故障して動かないという状況でございまして、これらも含めて毎年50万円か

ら60万円ほどの修繕が必要だということで、大分年数もたっているということで今回新しいも のに取りかえるということでお願いをしているものでございます。

そのほかの各学校、園のスクールバスでございますが、現在13台ほど保有をさせていただいております。その中には、一番古いバスとしましては小野田中学校のスクールバスが平成13年に購入したもの、それ以外に宮崎中学校の2台が平成14年ということでございまして、これらと比較して、大分にし園のほうのバスが傷んでいるということで更新をしたものでございます。各スクールバス等の更新の年次計画というものでございますが、具体的にこのバスを何年に更新をするというものの計画はございませんが、全般的に見て、運行距離あるいは使用状況等、それから傷みぐあいというものを勘案して、その都度更新をするというような形でとっております。以上でございます。

- ○議長(工藤清悦君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

今、学校関係のバスのことについて教育総務課長からございましたが、町全体の公用車の更 新計画的な面からちょっとお話をさせていただきたいと思います。

町のほうでは公用車の更新計画というふうなことで、ちょっと台数が正確ではありませんが、200台を超える公用車がございます。その車両につきまして、基本的には公用車の更新計画というようなことで、10年を超える車等について更新をしていくというようなことで基本的には考えておるところでございますが、ただ、先ほどもありましたようにその公用車の状況によって、すぐ更新するということもなかなかできないものですから、基本的な考えとしてはございますが、その車両の状況、使用の頻度、そういった状況に応じて更新をしていくというようなことを基本とさせていただいております。

また、いわゆるバスですとか除雪車両、こういった車両については特殊車両というようなこともございますので、その使われ方によって変わってくるということもございますので、そちらについては、先ほどありましたように、そういった状況に応じて更新をさせていただくということで考えておるところでございます。以上でございます。

- ○議長(工藤清悦君) 12番伊藤 淳君。
- ○12番(伊藤 淳君) どうもありがとうございました。たまたま今の説明で一つの、重箱の隅をつつくような話ではなくて、トータル的な物の考え方というか、公用車等の年次計画等も、200台からの車があって、それがずっと動くと。それで使われれば当然古くなりますし、使ってくれば壊れたりなんかと。たまたま今の説明によれば、毎年50万円とか60万円の修理費を払

って何とかかんとか運行してきたというケースもあるということであるとすれば、大体この車は使って何年ぐらいでがたがくるであろうということも一覧表にするなり、200台、大変ですけれども、それでこれは5年後ぐらいに買いかえが必要だろうというようなその予算の……、ほとんどこの車、一般財源だと思うんです。だからそういうことも町のそれでもって。それで使われるというかそれを運行する方々は役場の職員さんであったり、あと乗せられる子供さん方がその車に乗っけていただいて運送の用に供するというようなことになると思うので、それも一つの行政サービスの一環であろうかと思うわけでございますので、ぜひトータルバランスとして二百数十台の、200台ですか、その公用車の全て。例えば一般的に減価償却というと車は何年というような定石もございますので、そこら辺のところを勘案されて、うまくサイクルするようにお考えをいただいたら今後のためになるのではないかということです。

1つ今言ったけれども、小野田の中学校は13年使って、古いのにまだ動いているということですよね。こっちは平成14年の初年度登録で1年若いのにだめになってしまったと、使い方もそれもあるんでしょうけれども。それもやっぱり計画に基づいた運行の仕方というか、買いかえの仕方をお考えになってやれれば、余り、何ていうんですか、あくまでも行き当たりばったり的なそういったことは出てこないんではないかなと思うのでありまして、それは回答要りませんので、ぜひこういった考え方もお取り入れをいただいて今後のためにしていただけあればありがたいのかなと思います。以上です。終わります。

○議長(工藤清悦君) その他質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号物品購入契約の締結について(おのだにし園園児送迎用マイクロバス購入)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、議案第66号物品購入契約の締結について(おのだにし園園児送迎用マイクロバス購入)は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これにて令和元年加美町議会第5回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを 証するため、ここに署名する。

令和元年5月23日

加美町議会議長 工 藤 清 悦

署 名 議 員 早 坂 伊佐雄

署名議員 早坂忠幸